明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（**総務**八一）　二

○租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（**財務**五二）　三

○建設業法施行規則等の一部を改正する省令（**国土交通**八三）　四

〔告　示〕

○政府認証基盤を構成する組織サブ認証局システムの下位認証局証明書のフィンガープリントに関する公示（**デジタル庁**一六）　六

○日本国に帰化を許可する件（**法務**二六二）　七

○外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（**同**二六三）　七

○外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第十七条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件（**同**二六四）　七

○カザフスタン共和国において削減される核兵器の廃棄に係る協力及びこの協力のための委員会の設置に関する日本国政府とカザフスタン共和国政府との間の協定の終了に関する件（**外務**二六五）　七

○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（**厚生労働**二七九）　七

○農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格の一部を改正する件（**農林水産**一六五一）　七

○畜産物缶詰及び畜産物瓶詰の日本農林規格の一部を改正する件（**同**一六五二）　七

○水産物缶詰及び水産物瓶詰の日本農林規格の一部を改正する件（**同**一六五三）　七

○食料缶詰及び食料瓶詰についての取扱業者の認証の技術的基準の一部を改正する件（**同**一六五四）　八

○削りぶしの日本農林規格の一部を改正する件（**同**一六五五）　八

○削りぶしについての取扱業者の認証の技術的基準の一部を改正する件（**同**一六五六）　八

○飲食料品及び油脂についての検査方法の一部を改正する件（**同**一六五七）　八

○ドレッシングの日本農林規格の一部を改正する件（**同**一六五八）　八

○青果市場の低温管理の日本農林規格の一部を改正する件（**同**一六五九）　八

○青果市場の低温管理についての取扱業者の認証の技術的基準の一部を改正する件（**同**一六六〇）　八

○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**一一二一）　八

〔人事異動〕

内閣　最高裁判所　八

〔官庁報告〕

官庁事項

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二条第七号に規定する指定公共機関を公示する件の一部を改正する件（内閣）　八

法　務

公証人任免（法務省）　八

労　働

船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示（四国地方交通審議会）　八

〔公　告〕

諸事項

官庁

酒類の地理的表示を指定する件、建設業の許可の取消処分、隊員の懲戒処分、一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分関係　九

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係　九

会社その他　二九

省　令

○総務省令第八十一号

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一、第三及び第五の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年八月三十日

総務大臣　松本　剛明

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［略］	（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［同上］
88　法別表第一の五十七の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	88　法別表第一の五十七の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　略］	［一・二　同上］
三　医師法第七条の二第二項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	［新設］
四　医師法第七条の二第三項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	［新設］
五～十一　［略］	三～九　［同上］
89　法別表第一の五十七の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	89　法別表第一の五十七の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　略］	［一・二　同上］
三　歯科医師法第七条の二第二項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	［新設］
四　歯科医師法第七条の二第三項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	［新設］
五～十一　［略］	三～九　［同上］
91　法別表第一の五十七の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	91　法別表第一の五十七の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　略］	［一・二　同上］
三　保健師助産師看護師法第十五条の二第三項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	［新設］
四　保健師助産師看護師法第十五条の二第五項の交付（同条第一項に規定する保健師等再教育研修を修了した者に係る交付に限る。）に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	［新設］
五～九　［略］	三～七　［同上］
（法別表第三の総務省令で定める事務） **第三条**　［略］	（法別表第三の総務省令で定める事務） **第三条**　［同上］
18　法別表第三の五の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	18　法別表第三の五の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　略］	［一・二　同上］
三　保健師助産師看護師法第十五条の二第四項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	［新設］
四　保健師助産師看護師法第十五条の二第五項の交付（同条第二項に規定する准看護師再教育研修を修了した者に係る交付に限る。）に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	［新設］
五～九　［略］	三～七　［同上］
（法別表第五の総務省令で定める事務） **第五条**　［略］	（法別表第五の総務省令で定める事務） **第五条**　［同上］
16　法別表第五第六号の四の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	16　法別表第五第六号の四の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　略］	［一・二　同上］
三　保健師助産師看護師法第十五条の二第四項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	［新設］

四　保健師助産師看護師法第十五条の二第五項の交付（同条第二項に規定する准看護師再教育研修を修了した者に係る交付に限る。）に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五～九　［略］

43　法別表第五第十号の四の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　略］

44　法別表第五第十号の五の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

45　法別表第五第十号の六の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　略］

46　法別表第五第十号の七の総務省令で定める事務は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

47　法別表第五第十号の八の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

48　法別表第五第十号の九の総務省令で定める事務は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第三条の特別弔慰金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

49　法別表第五第十号の十の総務省令で定める事務は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

50　法別表第五第十号の十一の総務省令で定める事務は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

［新設］

三～七　［同上］

43　法別表第五第十号の三の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　同上］

44　法別表第五第十号の四の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

45　法別表第五第十号の五の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　同上］

46　法別表第五第十号の六の総務省令で定める事務は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

47　法別表第五第十号の七の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

48　法別表第五第十号の八の総務省令で定める事務は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第三条の特別弔慰金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

49　法別表第五第十号の九の総務省令で定める事務は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

50　法別表第五第十号の十の総務省令で定める事務は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

51　法別表第五第十号の十二の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

51　法別表第五第十号の十一の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は公布の日から施行する。

○財務省令第五十二号

所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）の一部及び新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十五号）の施行に伴い、並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）附則第五十三条、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十三条第三項及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第百二号）附則第二十一条の規定に基づき、租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年八月三十日

財務大臣　鈴木　俊一

租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令

（租税特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の十二の三第三項第一号中「第二十一条の十五第一項」を「第二十一条の二十二第一項」に、「第二十一条の十六第一項」を「第二十一条の二十三第一項」に、「第二十一条の二十三第二項」を「第二十一条の二十四第二項第一号」に改める。

第二十条の十の三第三項中「第四十二条の十二の七第十四項及び第十六項」に改め、同項第一号中「第二十一条の十五第一項」を「第二十一条の二十二第一項」に、「第二十一条の十六第一項」を「第二十一条の二十三第一項」に、「第二十一条の二十三第二項」を「第二十一条の二十四第二項第一号」に改める。

第二十一条の二第一項中「に規定する事業承継等」を「の表の各号の第二欄に掲げる措置」に、「同項に規定する取得」を「取得（同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）」に、「同項に規定する株式等」を「株式等（同項に規定する株式等をいう。以下この条において同じ。）」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　施行令第三十三条第三項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一　法第五十六条第一項の表の第一号の第二欄に掲げる措置として取得をした株式等につき同項の規定の適用を受ける場合　その適用に係る当該措置に係る次に掲げる書類

イ　中小企業等経営強化法第十七条第一項の認定に係る経営力向上に関する命令第二条第一項の申請書（同法第十八条第一項の規定による変更の認定があったときは、当該変更の認定に係る同令第三条第一項の申請書を含む。イにおいて「認定申請書」という。）の写し及び当該認定申請書に係る認定書（当該変更の認定があったときは、当該変更の認定に係る認定書を含む。）の写し

ロ　経営力向上に関する命令第五条第二項の確認書の写し

二　法第五十六条第一項の表の第二号の第二欄に掲げる措置として取得をした株式等につき同項の規定の適用を受ける場合　その適用に係る当該措置に係る次に掲げる書類

イ　産業競争力強化法第二十四条の二第一項の認定に係る産業競争力強化法施行規則第十八条第一項の認定書（同法第二十四条の三第一項の規定による変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る同令第十九条第五項の認定書を含む。）の写し

ロ　産業競争力強化法施行規則第二十一条の二第二項及び第四十一条の二第三項の確認書の写し

（租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十一年財務省令第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条中「同条第三項第二号」を「同条第二項中「経済産業省関係産業競争力強化法施行規則」とあるのは「新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令（令和六年経済産業省令第五十五号。第四項において「令和六年改正省令」という。）第三条の規定による改正前の経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（以下この項及び第四項において「令和六年旧規則」という。）」と、「同令」とあるのは「令和六年旧規則」と、同条第三項第二号」に、「同条第四項第一号」を「同条第四項中「経済産業省関係産業競争力強化法施行規則」とあるのは「令和六年改正省令附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における令和六年旧規則」と、同項第一号」に改める。

附　則

この省令は、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

○国土交通省令第八十三号

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第四十九号）の一部の施行に伴い、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第四十条の四第一項及び第四十四条の三並びに国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百八条第六項及び第二百十条第四項の規定に基づき、建設業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年八月三十日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

（建設業法施行規則等の一部を改正する省令）

第一条　建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（国土交通大臣が調査等を行う事項） **第二十八条の二**　法第四十条の四第一項の国土交通省令で定める事項は、建設工事の請負契約の締結及び履行の状況とする。	（新設）

（権限の委任）

第三十条　法、令及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、建設業者、法第三条第一項の許可を受けようとする者、譲受人、合併存続法人等、分割承継法人若しくは相続人の主たる営業所の所在地、法第七条第二号ハ、法第十五条第二号ハ若しくは第七条第一号ハの認定若しくは法第二十七条第五項の合格証明書の交付を受けようとする者若しくは令第三十八条第一項の規定により合格を取り消された者の住所地又は建設業者団体の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第十九条の六第二項から第四項まで（同項については、同条第二項の勧告に関する部分に限る。）、法第二十五条の二十七第三項、法第二十七条の三十八、法第二十七条の三十九第二項、法第二十八条第一項、第三項及び第七項、法第二十九条、法第二十九条の二第一項、法第二十九条の三第三項、法第二十九条の四、法第三十一条第一項、法第四十条の四第一項（調査の結果の公表に関する部分を除く。）、法第四十一条並びに法第四十一条の二（第五項を除く。）並びに第二十三条第五項の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一～十二　（略）

十三　法第四十条の四第一項の規定により同項の調査の結果を公表し、並びに同条第二項の規定により中央建設業審議会に対し当該調査の結果を報告し、及びその求めに応じて説明をすること。

十四～十六　（略）

十七　令第四十二条第二号の規定により指定すること。

十八～二十五　（略）

2　（略）

（権限の委任）

第三十条　法、令及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、建設業者、法第三条第一項の許可を受けようとする者、譲受人、合併存続法人等、分割承継法人若しくは相続人の主たる営業所の所在地、法第七条第二号ハ、法第十五条第二号ハ若しくは第七条第一号ハの認定若しくは法第二十七条第五項の合格証明書の交付を受けようとする者若しくは令第三十八条第一項の規定により合格を取り消された者の住所地又は建設業者団体の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第十九条の六第二項から第四項まで（同項については、同条第二項の勧告に関する部分に限る。）、法第二十五条の二十七第三項、法第二十七条の三十八、法第二十七条の三十九第二項、法第二十八条第一項、第三項及び第七項、法第二十九条、法第二十九条の二第一項、法第二十九条の三第三項、法第二十九条の四、法第三十一条第一項、法第四十一条並びに法第四十一条の二（第五項を除く。）並びに第二十三条第五項の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一～十二　（略）

（新設）

十三～十五　（略）

十六　令令第四十二条第二号の規定により指定すること。

十七～二十四　（略）

2　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、建設業法施行の日から施行する。

（令和六年能登半島地震に係る経営事項審査の受審の特例）

2　令和六年能登半島地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域（石川県の区域に限る。）内に主たる営業所を置く建設業者であつて、事業年度が令和五年十月二十九日から令和六年八月三十日までの間に終了するものについての令和七年三月三十一日までの間における第十八条の二の規定の適用については、同条中「同項の建設工事について発注者と請負契約を締結する日の一年七月前の日」とあるのは、「令和四年十月二十八日」とする。

（地方整備局組織規則の一部改正）

第二条　地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（建政部の所掌事務） **第七条**　建政部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　（略） 二　建設業の許可、建設業者の経営事項審査、建設業者の指導及び監督並びに建設業法第四十条の四第一項の規定による調査に関すること。 三～四十四　（略） （建設業適正契約推進官） **第三十八条の二**　建政部に、建設業適正契約推進官一人を置く。 2　建設業適正契約推進官は、命を受けて、建設工事の請負契約の適正化に関する事務のうち、建設業者の指導及び監督並びに建設業法第四十条の四第一項の規定による調査に関する事務並びに建設業法に基づく建設工事の発注者に対する勧告等に関する事務で重要事項に関するものを整理する。	（建政部の所掌事務） **第七条**　建政部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　（略） 二　建設業の許可、建設業者の経営事項審査並びに建設業者の指導及び監督に関すること。 三～四十四　（略） （建設業適正契約推進官） **第三十八条の二**　建政部に、建設業適正契約推進官一人を置く。 2　建設業適正契約推進官は、命を受けて、建設工事の請負契約の適正化に関する事務のうち、建設業者の指導及び監督に関する事務並びに建設業法に基づく建設工事の発注者に対する勧告等に関する事務で重要事項に関するものを整理する。

附　則

この省令は、建設業法施行の日から施行する。

（計画・建設産業課の所掌事務）

第八十一条　計画・建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　建設業の許可、建設業者の経営事項審査、建設業者の指導及び監督並びに建設業法第四十条の四第一項の規定による調査に関すること。

四～二十五　（略）

（北海道開発局組織規則の一部改正）

第三条　北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（計画・建設産業課の所掌事務） **第八十一条**　計画・建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二　（略） 三　建設業の許可、建設業者の経営事項審査、建設業者の指導及び監督並びに建設業法第四十条の四第一項の規定による調査に関すること。 四～二十五　（略）	（計画・建設産業課の所掌事務） **第八十一条**　計画・建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二　（略） 三　建設業の許可、建設業者の経営事項審査並びに建設業者の指導及び監督に関すること。 四～二十五　（略）
（事業振興部の所掌事務） **第二条**　事業振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三十八　（略） 三十九　建設業の許可、建設業者の経営事項審査、建設業者の指導及び監督並びに建設業法第四十条の四第一項の規定による調査に関すること。 四十～五十七　（略） （建設産業課の所掌事務） **第三十九条**　建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　（略） 二　建設業の許可、建設業者の経営事項審査、建設業者の指導及び監督並びに建設業法第四十条の四第一項の規定による調査に関すること。 三～十八　（略）	（事業振興部の所掌事務） **第二条**　事業振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三十八　（略） 三十九　建設業の許可、建設業者の経営事項審査並びに建設業者の指導及び監督に関すること。 四十～五十七　（略） （建設産業課の所掌事務） **第三十九条**　建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　（略） 二　建設業の許可、建設業者の経営事項審査並びに建設業者の指導及び監督に関すること。 三～十八　（略）

附　則

この省令は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年九月一日）から施行する。